

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 67号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「部」の右に「、室」を、「ともに、」の右に「室に同表に掲げる課長を、室及び」を加え、同項の表中「部の」を「部又は室の」に改め、「課の名称」の右に「又は室に置く課長の職名」を加え、同表北区役所及び中京区役所の款区民部の項及び上京区役所及び西京区役所の款区民部の項を次のように改める。

地域力推進室	総務・防災課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長
	まちづくり推進課長	企画係長 事業係長 広聴係長
		振興係長
区民部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長 家屋係長
	納税課	

第1条第1項の表左京区役所の款中「左京区役所」の右に「及び下京区役所」を加え、同款区民部の項を次のように改める。

地域力推進室	総務・防災課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長
	まちづくり推進課長	企画係長 事業係長 広聴係長
		振興係長
区民部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長 家屋係長
	納税課	

第1条第1項の表東山区役所の款区民部の項を次のように改める。

地域力推進室	総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	課 稅 課	市民税係長 土地係長 家屋係長
	納 税 課	

第1条第1項の表山科区役所、南区役所及び右京区役所の款区民部の項を次のように改める。

地域力推進室	総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長 家屋係長
	納 税 課	

第1条第1項の表下京区役所の款を削り、同表伏見区役所の款区民部の項を次のように改める。

地域力推進室	総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	市民税課	市民税係長
	固定資産税課	土地係長 家屋係長
	納 税 課	

第1条第3項「部長」の右に「、室に室長」を加え、同条第6項中「課に」を「室及び

課に」に改める。

第2条第1項中「担当課長、」を「担当課長（室に置く課長を含む。次条第3項、第4条及び第5条第3項において同じ。）」に改め、同条第2項中「部長」の右に「、室長」を加え、同条第4項中「課長が」を「課長（室に置く課長及び担当課長を含む。以下この条において同じ。）が」に改める。

第3条第1項中「区長」の右に「、室長」を加える。

第4条第1項中「定める」を「定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「部長が」を「部長又は室長が」に改め、「代理し、部長に事故があるときは、主管事務につき、課長（税務については、税務長）がその職務を」を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 部長に事故があるときは、主管事務につき、課長（税務については、税務長）がその職務を代理する。

3 室長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条区民部の款の前に次の1款を加える。

地域力推進室

- (1) 区役所の庶務に関すること。
- (2) 区役所の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 区役所の所属職員の人事、労務及び給与に関すること。
- (4) 庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (5) 総合庁舎の管理に関する事務の統轄及び調整に関すること。
- (6) 区政の企画、調査、連絡及び調整に関すること。
- (7) 区基本計画に関すること。
- (8) 区民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (9) 地域振興に関すること。
- (10) 広報及び広聴に関すること。
- (11) 選挙に関すること。
- (12) 統計調査に関すること。

- (13) 災害対策に関すること。
- (14) 無料法律相談に関すること。
- (15) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。
- (16) 地縁による団体の認可に係る申請及び届出に関すること。
- (17) 地価公示法による図書の閲覧に関すること。
- (18) 自衛官の募集に関すること。
- (19) 区民の要望の処理に伴う関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (20) 戦災者、外地引揚者及び外地復員者の援護の実施に関すること。
- (21) 物品の出納及び保管に関すること。
- (22) 区選挙管理委員会との連絡に関すること。
- (23) 市政協力委員及び区内の関係団体との連絡に関すること。
- (24) 区民のスポーツの振興及び文化の向上に関すること。
- (25) 集会所新築等補助金に係る申請、届出等に関すること。
- (26) ちびっこひろばの助成に関すること。
- (27) 区行政推進会議に関すること。
- (28) 区役所経営会議に関すること。
- (29) 区役所支所に関すること(西京区役所及び伏見区役所のみ)及び区役所出張所に関すること(北区役所、左京区役所、南区役所、右京区役所及び伏見区役所のみ)。
- (30) その他他の課の主管に属しないこと。

第6条区民部の款総務課の項及びまちづくり推進課の項を削り、同款市民窓口課の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げる、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

第6条福祉部の款支援課の項第2号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え、同項第3号中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)